

昨年、「東京2020オリンピックパラリンピック」が延期となりましたが、健康的に生活されている方がいる一方で、障害(身体障害者、知的障害者、精神、発達障害者、それ以外の心身機能に障害があるが、手帳を持たない人)のある人に対する差別や偏見が、今なお解消されていません。そのため、平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、「障害者を雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)が、施行されました。

(出典 厚生労働省)

1 就職・職場での不当な扱いについて

不当な扱いについては、

- ① 障害者であることを理由にして障害者を排除(募集・採用の対象としない、給与の不支給など)すること。
- ② 障害者に対してのみ不利な条件(昇給に当たって障害者に対してのみ受験させる、昇給に当たって障害者に対してのみ資格取得を条件とするなど)を設けること。
- ③ 障害のない人を優先すること(障害者のみを昇進の対象としない、退職の勧奨する対象とするまたは、優先とするなど)。

をあげ、禁止しています。

今後、障害者雇用では、合理的配慮(障害のある人とそうでない人の機会や待遇を平等に確保し、支障となっている事情を改善、調整するための措置)を事業主が、障害者に対し義務付けていますので、障がいの有無にかかわらず、他者を尊重しあえる人権感覚を養う環境を作っていくことが重要です。

2 日常生活(サービス)について

サービスの提供を拒否することについて

- ① 対応可能であるにもかかわらず、障害があることを理由に診療や入院等拒否すること。
- ② 正当な理由なく、身体障害者補助犬を同伴することを拒否すること。
- ③ 正当な理由なく、手話通訳者の同席を拒否すること。
- ④ 正当な理由なく、タブレット端末の持ち込みを拒否すること。

サービスの提供を制限することについて

- ① 正当な理由なく、診療を後回しにすること。
- ② 正当な理由なく、診察室や病室の制限を行うこと。
- ③ 医療の提供に際しては必要な情報提供を行わないこと。

サービスの提供を制限することについて

・正当な理由なく、保護者や支援者などの同伴などの同伴を診察などの条件とすること。

サービスの提供に当たって、他の者とは異なる取り扱いをすることについて

- ① 正当な理由なく、本人の意思に反した医療の提供を行うこと又は医師に沿った医療の提供を行わないこと。
- ② 本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみ話しかけること
- ③ 大人の患者に対して、幼児の言葉で接すること。
- ④ わずらわしそうな態度や、患者を傷つけるような言葉をかけること。
- ⑤ 診療などに当たって患者の身体への丁寧な扱いを怠ること。

3 バリアフリーの実現に向けて

障害のある人の自立と社会参加を妨げる4つのバリア

- ① 物理面のバリア(段差などのバリア)
- ② 制度面のバリア(障害に対する配慮を欠いた社会のルールなどのバリア)
- ③ 文化・情報のバリア(点字、手話、字幕が必要な人に分かりやすい案内がないことなど情報を遮るバリア)
- ④ 心のバリア(差別や無関心など他人を受け入れない心のバリア)